

# 新しい法律のご案内

- 事業再生と「会社分割」の乱用 ..... 1頁
- 成年後見人がつくと選挙権を失う規定が憲法違反として廃止に  
～改めて明らかにされた憲法の意義～ ..... 2頁
- 家庭裁判所の手続の法律が新しくできました ..... 3頁

## 事業再生と「会社分割」の乱用



弁護士  
松森 彬

### 1 「会社分割」とは

会社分割は、経営の効率化のために、会社を分割して、事業の一部を別会社にしたり、グループの外に切り離したりする制度です。

かつて会社の組織再編は、合併だけでした。2000年に商法に会社分割の規定ができました。2006年の会社法で規制が緩和され、営業を承継するという要件と債務の履行の見込みという条件が不要になり、裁判所の選任した検査役による調査も無くなりました。事前事後の開示制度や債権者の異議手続があることなどが理由です。

ただ、会社分割では、債務を会社に残すか他の会社又は設立される会社に承継させるかは、会社間で自由に決めることができます。そこで、債務がどこに振り分けられるかによって債権者は大きな不利益を受ける危険が元々あります。

### 2 事業再生と「会社分割」の悪用

山形県の鋼材の会社（池田鋼機）が、2012年9月金融機関の主導で会社分割の手法を利用して事業再生を図ることにした

という報道がありました。債権者の同意のもとに適切に運用されることもあります。

しかし、事業再生コンサルタント等と称する整理屋が借金を踏み倒すために会社分割を悪用するケースもあります。2010年9月東京の経営コンサルタント会社の経営者らが、「借入金は旧会社に残し、売掛金は新会社に移せる。会社法が変わり合法である。」と言って、多額の報酬を取り、弁護士法違反で逮捕されました。

私も、中小企業の社長から、経営コンサルタントに「会社分割で会社を立て直してあげる。」と言われて指導料の請求を受けたという相談がありました。その会社は、その後会社が債権者と示談する私的整理の方法で再建を進めています。

### 3 最高裁が判決

#### 「会社分割の乱用は詐害行為」

最高裁は、2012年10月12日に、大阪市内の不動産会社が資産の大半を新設会社に譲渡したという事案で、「債務の返済を免れようとして会社分割が乱用されたときは、債権者は資産移転を詐害行為として取り消すことができる」という判決を出しました。会社分割の乱用に警鐘を鳴らしたものとして注目されます。

現在、国では、会社法を改正して、乱用的な会社分割の場合は、債権者は財産を承継した会社に対して債務の履行を請求することができるという規定を盛り込むことが検討されています。

# 成年後見人がつくと選挙権を失う規定が憲法違反として廃止に ～改めて明らかにされた憲法の意義～



弁護士  
高江 俊名

## 1 成年後見制度と選挙権

認知症などで判断能力が不十分になった人の権利を擁護するための制度として、成年後見制度があります。

この成年後見制度に関しては、これまで、制度を利用して成年後見人がつくると、選挙権を失うという規定が公職選挙法に設けられていましたが、2013年3月、裁判所（東京地方裁判所）は、この公職選挙法の規定を憲法違反とする判決を下しました。そして、国会は、この裁判所の判決を受けて、成年後見人がついた人も選挙に参加できるように法改正を行いました。

## 2 憲法違反とした判決の意義

この裁判所の判決は、最近話題になることが多い憲法との関係でも非常に意義深いものです。

### (1) 国民主権と選挙権

判決では、私たちの憲法の根本原理である「国民主権」の意義が明らかにされています。「国民主権」というのは、国民一人一人が国の主権者であり、国のあり方を決める立場にあるということです。そして、選挙権は、国民が正にその主権を行使する手段そのものと言えます。

この点について、判決は次のように述べています。

「憲法が、我が国民の選挙権を、国民主権の原理に基づく議会制民主主義の根幹として位置付け、国民の固有の権利として保障しているのは、様々な境遇にあ

る国民が、高邁な政治理念に基づくことはなくとも、自らを統治する主権者として、この国がどんなふうになったらいいか、あるいはどんな施策がされたら自分たちは幸せかなどについて意見をもち、それを選挙権行使を通じて国政に届けることこそが、議会制民主主義の根幹であり生命線であるからにほかならない。」

そして、判決は、「国民から選挙権を奪うのは、主権者たる地位を剥奪することにほかならない」として、問題となった公職選挙法の規定を憲法違反としたのです。

### (2) 憲法そのものの意義

また、今回の判決では、憲法そのものの意義についても改めて明らかになったと言えるでしょう。

最近、憲法改正のことが議論される中で指摘されているように、憲法というのは、法律をつくる国会議員（立法者）が国民の権利を侵害することのないように、立法者を拘束するものであり、そこに憲法の最高法規としての意義があります。

今回の判決で憲法違反とされた公職選挙法の規定は、国会議員が多数決でつくったものでした。今の憲法がなければ、成年後見制度を利用する人は、選挙権を剥奪されたままになっていたでしょう。

多数決で決めたからといって、どんな内容の法律でもつくっていいというわけではありません。憲法によって保障された国民の権利は、法律によっても侵すことができないのです。今回の裁判所の判決は、そのような、私たち国民にとっての憲法の価値も明らかにしてくれました。



# 家庭裁判所の手続の法律が新しくできました



弁護士  
柳本千恵

離婚や相続など家庭内の紛争については、家庭裁判所で裁判や審判、調停が行われます。これまで、家事審判と家事調停の手続は「家事審判法」が定めていましたが、昭和22年に制定されて以来、大きな改正がされていませんでした。家族をめぐる状況や国民の法に対する関心は大きく変化しましたので、家事審判法に代えて、国民にとってより利用しやすく、社会に合致した法律として、新たに「家事事件手続法」が制定され、平成25年1月1日より施行されています。

以下では、新しい家事事件手続法のポイントをご紹介します。

## 1 家事事件手続の透明化

### (1) 申立書の写しが送付されます

従来は、通常の民事裁判とは異なり、家庭裁判所では、必ずしも相手方に申立書を送付することは行っていませんでした。そのため、相手方は、申立人がどのような主張をしているかがわからないこともありました。

新しい法律では、家庭裁判所は、原則として、申立書の写しを相手方に送付することになりました。相手方は、第1回の審理までに申立内容を知り、自分の考えをまとめたり、主張すべき点を検討したりできるようになりました。

### (2) 記録の閲覧謄写ができます

従来は、家庭裁判所が相当と認めるときにだけ記録の閲覧謄写ができるとされ

ていました。

新法では、当事者が主体的に手続を行うことができるようにするため、家庭裁判所は、当事者から事件記録の閲覧謄写許可の申立があったときは、一定の例外事由がある場合を除き、これを許可しなければならないと定められました。原則と例外が逆になりました。

## 2 利用しやすくするため電話会議やテレビ会議も可能になりました

従来は、一人では法律行為を行うことができない未成年者や成年被後見人等者が家事事件手続を行うことができるのかが明らかではありませんでした。新法では、これらの人も、本人の意思を尊重する必要がある一定の事件については家事事件手続を行うことができることが明文ではっきり決められました。さらに、本人に代わって弁護士が手続を行う制度も整備されました。

また、当事者が遠隔地に住んでいるために裁判所への出頭が困難なことがありますが、そのような場合、電話会議やテレビ会議の方法で手続を行うことができるようになりました。

## 3 子どもの手続代理人の制度ができました

従来は、子どもが意見を表明する権利は十分には保障されていませんでした。そこで、家庭裁判所は子の意思の把握に努め、子の年齢・発達の程度に応じて、その意思を把握するよう考慮しなければならないことが明文化されました。

また、離婚に際して父母のどちらが親権や監護権を持つかで争いがあるなど、子どもの意見を考慮する必要がある場合は、子どもに代わって手続を行う「子どもの手続代理人」を選任することができるようになりました。

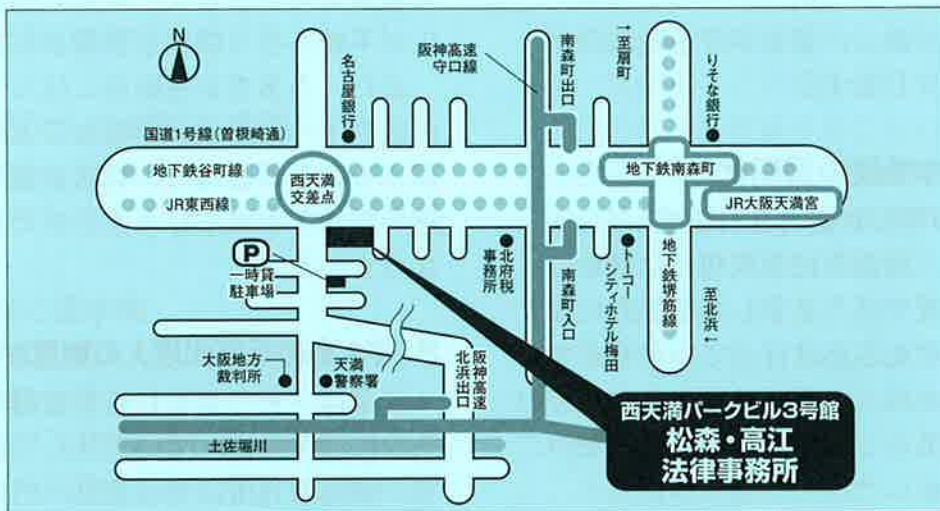
# 事務所案内

## 業務のご案内

- 業務時間【平日】午前9時15分～午後5時30分  
【第1・3土曜】午前9時15分～午後0時30分
- 相談は予約制になっております。事前にお電話をお願いいたします。
- 初回相談料…30分 5,250円

## 事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館4階  
地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅②番出口を出て国道1号線を左(西)へ5分  
TEL (06) 6364-5010・FAX (06) 6364-2372



ホームページもご覧ください  
URL <http://www.mt-law.jp/>

## ● 松森・高江法律事務所 ●

【弁護士】

松森 彬・高江俊名・柳本千恵